# 環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約除く)平成27年度第1四半期

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	庁内情報利用パソコ ン等機器(環境局)	事務用品賃 貸	富士通リース㈱	12,151,292円	平成27年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G7	-
2	圧縮天然ガス(単価 契約)1	高圧ガス	日通商事㈱	基本単価 112.5円	平成27年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	利用する充填施設の経営者 であるため	-
3	圧縮天然ガス(単価 契約)2	高圧ガス	小浦石油(株)	基本単価 114.0円	平成27年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	利用する充填施設の経営者 であるため	-
4	圧縮天然ガス(単価 契約)3	高圧ガス	(株)スタンダード石 油大阪発売所	基本単価 115.0円	平成27年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	利用する充填施設の経営者 であるため	-
5	圧縮天然ガス(単価 契約)4	高圧ガス	タイガー石油(株)	基本単価 115.0円	平成27年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	利用する充填施設の経営者 であるため	-
6	圧縮天然ガス(単価 契約)5	高圧ガス	タカタエナジー(株)	基本単価 115.0円	平成27年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	利用する充填施設の経営者 であるため	-
7	圧縮天然ガス(単価 契約)6	高圧ガス	日交商事(株)	基本単価 118.8円	平成27年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	利用する充填施設の経営者 であるため	-
8	資源ごみ中継地運営 用ショベルローダー (鶴見資源1号)修理	産業用機器	ユニキャリア(株)	1,999,328円	平成27年5月29日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
9	大阪市立斎場予約受付システムソフトウェア長期借入	情報処理用 機器	都築電気㈱	4,402,944円	平成27年6月4日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G31	-

#### 1 案件名称

庁内情報利用パソコン等(環境局)一式 借入

### 2 契約の相手方

富士通リース株式会社

### 3 随意契約理由

本件は、平成23年3月1日から平成27年2月28日まで契約している庁内情報利用端末機等の長期借入契約(保守含む)期間の満了に伴う、同端末機等の継続借入のうち、平成27年4月1日から平成28年2月29日まで契約を締結するものである。

平成28年3月1日からの総務局一括契約までの1年間のうち、平成27年3月1日から平成27年3月31日まで契約済みであり、今回、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合分を除いて平成27年4月1日から平成28年2月29日まで契約するものである。

#### 参考

平成 27 年 2 月 19 日契約分 (契約番号 環 42736) 随意契約理由書

平成27年3月1日付 覚書

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

1 案件名称

圧縮天然ガス 買入(単価契約)

2 契約相手方

日通商事(株)

3 随意契約理由

本案件は、各環境事業センター、各環境保全監視グループに配備している天然ガスごみ収集車の燃料の買入であり、充填施設において充填を行い、収集作業を行っているところである。

圧縮天然ガスの充填施設は自家充填施設(東南環境事業センター敷地内)と民間 充填施設があり、焼却施設と各現場または事務所の経路上にある充填施設を利用す ることにより、作業性の向上を図ることができるため、下記スタンドを経営してい る日通商事(株)と特名随意契約をする。

日通商事(株)経営スタンド

- ・アロッズ東淀川エコ・ステーション(大阪市東淀川区豊新2-14-3)
- ・アロッズ梅田エコ・ステーション (大阪市北区中津5-7-12)
- 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

1 案件名称

圧縮天然ガス 買入(単価契約)

2 契約相手方

小浦石油 (株)

3 随意契約理由

本案件は、各環境事業センターに配備している天然ガスごみ収集車の燃料の買入であり、充填施設において充填を行い、収集作業を行っているところである。

圧縮天然ガスの充填施設は自家充填施設(東南環境事業センター敷地内)と民間 充填施設があり、焼却施設と各現場または事務所の経路上にある充填施設を利用す ることにより、作業性の向上を図ることができるため、下記スタンドを経営してい る小浦石油(株)と特名随意契約をする。

小浦石油(株)経営スタンド

- ・中環東大阪エコ・ステーション(東大阪市稲田三島町3-71)
- 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

1 案件名称

圧縮天然ガス 買入(単価契約)

2 契約相手方

(株) スタンダード石油大阪発売所

3 随意契約理由

本案件は、各環境事業センター、各環境保全監視グループに配備している天然ガスごみ収集車の燃料の買入であり、充填施設において充填を行い、収集作業を行っているところである。

圧縮天然ガスの充填施設は自家充填施設(東南環境事業センター敷地内)と民間 充填施設があり、焼却施設と各現場または事務所の経路上にある充填施設を利用す ることにより、作業性の向上を図ることができるため、下記スタンドを経営してい る(株)スタンダード石油大阪発売所と特名随意契約をする。

- (株) スタンダード石油大阪発売所 経営スタンド
  - ・長柄エコ・ステーション (大阪市北区長柄東2-11-16)
- 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

1 案件名称

圧縮天然ガス 買入(単価契約)

2 契約相手方

タイガー石油 (株)

3 随意契約理由

本案件は、各環境事業センターに配備している天然ガスごみ収集車の燃料の買入であり、充填施設において充填を行い、収集作業を行っているところである。

圧縮天然ガスの充填施設は自家充填施設(東南環境事業センター敷地内)と民間 充填施設があり、焼却施設と各現場または事務所の経路上にある充填施設を利用す ることにより、作業性の向上を図ることができるため、下記スタンドを経営してい るタイガー石油(株)と特名随意契約をする。

タイガー石油(株)経営スタンド

- ・今福鶴見エコ・ステーション (大阪市鶴見区鶴見4-3-28)
- 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

1 案件名称

圧縮天然ガス 買入(単価契約)

2 契約相手方

タカタエナジー(株)

3 随意契約理由

本案件は、各環境事業センターに配備している天然ガスごみ収集車の燃料の買入であり、充填施設において充填を行い、収集作業を行っているところである。

圧縮天然ガスの充填施設は自家充填施設(東南環境事業センター敷地内)と民間 充填施設があり、焼却施設と各現場または事務所の経路上にある充填施設を利用す ることにより、作業性の向上を図ることができるため、下記スタンドを経営してい るタカタエナジー(株)と特名随意契約をする。

タカタエナジー(株)経営スタンド

- ・西淀川エコ・ステーション (大阪市西淀川区大野2-2-21)
- 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

1 案件名称

圧縮天然ガス 買入(単価契約)

2 契約相手方

日交商事(株)

3 随意契約理由

本案件は、各環境事業センター、各環境保全監視グループに配備している天然ガスごみ収集車の燃料の買入であり、充填施設において充填を行い、収集作業を行っているところである。

圧縮天然ガスの充填施設は自家充填施設(東南環境事業センター敷地内)と民間 充填施設があり、焼却施設と各現場または事務所の経路上にある充填施設を利用す ることにより、作業性の向上を図ることができるため、下記スタンドを経営してい る日交商事(株)と特名随意契約をする。

日交商事(株)経営スタンド

- ・弁天町エコ・ステーション (大阪市港区弁天2-12-2)
- 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

#### 1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー (鶴見資源1号) 修理

#### 2 契約の相手方

ユニキャリア株式会社

### 3 随意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。このショベルローダーが故障した場合、資源ごみ中継地の運営に支障をきたし、収集・輸送体制に大きな影響を及ぼすことから、適切な修理対応を行う必要がある。

現在、鶴見資源ごみ中継地のショベルローダーについては、ユニキャリア株式会社製のL D10型のものを使用しているが、大量に搬入される資源ごみに対応できるよう、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様の構造となっている。

このため、特に駆動系・油圧系や特殊部品の交換に関する部分においては、設備特質の構造、機能に加え、補修方法等総合的に十分把握し、同社の独自技術を認識している業者でしか修理及び整備は出来ないこととなる。

今回の故障は、ミッション本体及び荷役ポンプの異常による故障であり、修理にはメーカーの分解整備マニュアルに基づく分解作業後に、ミッションのオーバーホール、ポンプ交換に加えて油圧調整等の作業も要する修理となることから、事後の性能を確保する観点からも自社製品に対する独自の技術を認識して修理を行い、修理部品を容易かつ安価に入手できる製造元であるユニキャリア株式会社のみが対応可能な業者である。

以上の理由により特名による随意契約の締結を行う。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3234)

### 1. 案件名称

大阪市立斎場予約受付システムソフトウェア長期借入

# 契約の相手方 都築電気株式会社

### 3. 随意契約理由

斎場予約受付システムソフトウェア借入については、斎場予約受付システムの保守点検を行うとともに、障害発生時にはその原因を調査・解析の上、障害の早期回復をはかるものである。

現行のシステムは、平成 20 年度に公募型企画提案コンペを実施し、企画提案審査委員会で選定した結果、都築電気株式会社が開発を行い、平成 21 年度から平成 25 年度まで特名随意契約し、平成 26 年度は再リース、平成 27 年度は斎場予約受付システム機器の更新とあわせ 3 カ月の再リースを行った。

新機器へのソフトウェアの借入については、本システムの業務プログラムを上記業者が独自に開発しており、本市仕様の斎場予約受付システムソフトウェアを借り入れることができ、保守業務を行えるのは上記業者のみである。

また、総務局 IT 統括課でソフトウェアのサポート期間の技術基準を基本的に7~10年としており、平成21年度より問題なく稼働していることや、長期継続契約を締結することが本市にとって経費的に有利であるから、都築電気株式会社と長期継続契約を締結する。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

#### 5. 担当部署

環境局 事業部 事業管理課(斎場・霊園) (電話番号 06-6630-3135)